ビジネス・ブレークスルー大学 研究に係る運営管理および不正行為等の防止に関する取扱規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、ビジネス・ブレークスルー大学教職員倫理規程(以下「倫理規程」という。)に基づき、ビジネス・ブレークスルー大学(以下「本学」という。)における研究活動に係る不正行為、研究費の不正使用、研究活動に係る不適切な行為(以下「不正行為等」という。)を防止するために、不正行為等の防止体制および不正行為等が発生したときの対応、ならびに研究費の適切な運営・管理のための体制について定め、本学における研究活動の信頼性と公正性を確保することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 本規程における用語の定義は、次の各項に定める。
- 2 「研究」とは、個人研究、受託研究、学内外の諸機関等との共同研究、プロジェクトによる研究等をいう。
- 3 「研究者」とは、本学に所属する教員、研究員のほか、学外からの共同研究者等、本学で研究活動に従事するすべての者をいう。学生(学部・研究科問わず)も、研究活動に従事するときは、研究者に準じ、本規程の 適用を受けるものとする。
- 4 「研究費」とは、本学が「ビジネス・ブレークスルー大学個人研究費使用に関する規程」に基づいて研究者 に交付する個人研究費および、研究者が本学以外の第三者より獲得し交付された研究費をいう。
- 5 「公的研究費」とは、研究費のうち、次に掲げるものをいう。
 - (1) 科学研究費助成事業、戦略的創造研究推進事業その他の競争的資金
 - (2) 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業における研究費
 - (3) その他、政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等が配分する研究費
- 6 「研究活動に係る不正行為」とは、故意に、または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく 怠り、次に掲げる行為およびそれらの行為に助力することをいう。ただし、故意によるものでない根拠が明ら かにされたときおよび、適正な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであったときは除く。
 - (1) 捏造(故意に存在しないデータ、研究成果等を作成する行為)
 - (2) 改ざん (研究資料等を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為)
 - (3) 盗用(他の研究者のアイディア、データ、研究結果、論文、著作物または用語を、当該研究者の了解または適法な方法によらずに流用する行為)
 - (4) 本項第1号から第3号に規定する行為の証拠隠滅、立証妨害、または善管注意義務違反
- 7 「研究費の不正使用」とは、次に掲げる行為およびそれらの行為に助力することをいう。
 - (1) 架空の取引により本学に代金を支払わせ、業者等に預け金として管理させる行為
 - (2) 虚偽の申請に基づき、物品費、出張旅費、非常勤雇用者等の報酬、その他の名目で金銭を本学に支払 わせる行為
 - (3) 交付された研究費を、関連法令、本学関連諸規則等または研究費ごとに定められた条件・諸規則等に 違反した用途、方法等で使用する行為
 - (4) 本項第1号から第3号に規定する行為の証拠隠滅、立証妨害、または善管注意義務違反
- 8 「研究活動に係る不適切な行為」とは、次に掲げる行為およびそれらの行為に助力することをいう。
 - (1) 二重投稿・二重出版 (同一内容とみなされる原著論文を複数作成し、異なる学術誌等に発表する行為)
 - (2) 分割出版(同一内容とみなされる研究のデータを分割し、複数の原著論文として発表する行為)
 - (3) 不適切なオーサーシップ (論文著作者を適正に公表しない行為)
 - (4) 利益相反(研究を通じて企業等から得る利益と、大学における責任が相反している状態)

- (5) 本項第1号から第3号に規定する行為の証拠隠滅、立証妨害、または善管注意義務違反
- 9 「調査対象者」とは、相談、通報、報道等により不正行為等の疑いが指摘された研究者をいう。
- 10 「設置会社」とは、本学の学校設置会社である株式会社ビジネス・ブレークスルーをいう。

第 2 章 研究費の運営管理および不正行為等防止に係る管理体制

(最高管理責任者)

- 第 3 条 本学は、本学全体を統括し、研究費の運営・管理および不正行為等の防止について最終責任を負う者 (以下「最高管理責任者」という。)を置き、学長をもってこれに充てる。
- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定し、それらを実施するために必要な措置を講ずる。
- 3 最高管理責任者は、統括管理責任者・コンプライアンス推進責任者および内部監査担当者に対して、本規定 の実施に関連して必要な指示を与えるものとする。
- 4 最高管理責任者は、不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

(統括管理責任者等)

- 第 4 条 本学は、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理について本学全体を統括する責任と権限ある 者(以下「統括管理責任者」という。)を置き、副学長と大学事務局長をもってこれに充てる。
- 2 統括管理責任者は、本学全体における研究費の運営・管理および不正行為等の防止のため、コンプライアンス教育と啓発活動に関する実施計画を策定する。不正を発生させる要因の把握に努め、体系的な整理、評価を行うことで適切な「不正防止計画」を策定するよう努める。「研究活動に関する倫理ガイドライン」(以下「研究ガイドライン」という)、「研究費使用に関する事務手続規定」(以下「事務規定」という)等の作成、変更、周知を含め具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認し、その結果を必要に応じて最高管理責任者へ報告するものとする。
- 3 本学は、統括管理責任者の指示の下で各部局等における研究費の運営・管理について責任と権限を持つ者 (以下「コンプライアンス推進責任者」という。)を置き、学部長および研究科長ならびに研究費の支出に関係する事務を行う部局の責任者をこれに充てる。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、以下を行う。
 - (1) 自己の管理監督する部局等において、研究費の運営・管理および不正行為等の防止のための具体的な対策を適切に実施する。
 - (2) 不正防止を図るために、自らの管理監督する部局等の研究費の運営・管理に関わる全ての者に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況、理解度を確認し、管理監督する。
 - (3) 自己の管理監督する部局等において、「研究ガイドライン」及び「事務規程」の実施状況その他研究費の管理・執行が適切になされているかをモニタリングし、統括管理責任者に報告し、必要に応じて改善を指導する。
- 5 本学は、統括管理責任者の指示の下で、研究倫理に関する教育について責任と権限を持つ者(以下「研究倫理教育責任者」という。)を置き、大学事務局長をこれに充てる。
- 6 不正防止計画の推進を担当する部署として、大学事務局をこれに充てる。
- 7 不正防止計画の推進部署である大学事務局は、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか整理・評価し、統括管理責任者・内部監査担当者へ報告する。
- 8 統括管理責任者は、その他、研究費の運営管理および不正行為等防止のために必要なことをファカルティ・ ディベロップメント・レビュー委員会に上程して審議し、決定する。

(研究者の責務)

- 第 5 条 研究者は、「倫理規程」、「研究ガイドライン」および「事務規程」を遵守し、適正に研究活動を行 うものとし、不正行為等を一切行わないものとする。
- 2 研究者は、公的研究費には広く社会的な期待が存在することを常に自覚し、本学諸規則等および法令等および研究費ごとに定められた条件等を遵守し、研究目標および研究計画に沿って研究費を使用するものとする。

- 3 研究者は、研究費の使用につき統括管理責任者またはその指示を受けた研究費事務担当者の合理的な指示、 指導に従うものとし、使用状況等につき報告を求められた場合は、速やかに報告し、必要な説明および関連す る証憑等の提出を行うものとする。
- 4 研究者は、自らの研究・調査データおよび研究活動の成果について、第三者による検証を可能とするよう、 論文発表後5年以上保管し、必要な場合にはこれを開示しなければならない。ただし、収支簿および科学研究 費の経理に係る関係書類の保存期間は、事務規程に別に定める。
- 5 研究者は、自らの研究活動にあたり、公共性に配慮し、利益相反や責務相反が発生することがないよう十分 な注意を払う。また、それらが生じる恐れのあるときには、本学大学事務局にすみやかに報告し、統括管理責 任者の合理的な指示に従い、適切な情報開示、協議、改善等を行うものとする。

(事務職員の責務)

第 6 条 研究費事務担当者は、コンプライアンス推進責任者の指示および「研究ガイドライン」、「事務規程」その他の本学諸規則等および法令等に基づき、研究費の管理および適正な執行を確保するために最大限努め、かつ、研究費の保管および経費支出に関する定めを遵守する。

(予算の執行管理)

- 第 7 条 研究費事務担当者は、研究費に係る事務処理を含む予算の執行状況を管理するとともに、その状況を コンプライアンス推進責任者に報告し、必要に応じて資料の提供を行うものとする。
- 2 研究費事務担当者は、研究費に係る予算の執行状況が実態と合致したものとなっているかを確認するととも に、予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合においては、研究計画の遂行に問題がないかを研究 者に確認し、必要があるときには、改善策を講じるものとする。
- 3 研究費事務担当者は、研究費を支出するとき、領収証その他経理証憑によりその支出源泉の名称を特定する とともに、予算執行の状況を遅滞なく把握する。
- 4 研究費事務担当者は、ファカルティ・ディベロップメント・レビュー委員会が必要と認めるときには、不正 な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を通知するものとする。

(内部監査担当者の役割)

- 第 8 条 設置会社の内部監査担当者は、研究費の適正な管理のため、本規定、「研究ガイドライン」、「事務 規定」等の遵守状況を全学的な視点からモニタリングを行い、毎年、内部監査を行う。内部監査の結果は、統 括管理責任者へ報告する。
- 2 内部監査担当者は、不正が発生するリスクに対し、リスクアプローチ監査を行う。
- 3 内部監査担当者は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について、不正を確認した際には、不正の 発生要因が不正防止計画に反映されているか確認し、統括管理責任者へ報告する。
- 4 内部監査担当者は、会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェック・モニタリング・内部監査を定期的に行い、ファカルティ・ディベロップメント・レビュー委員会・統括管理責任者・コンプライアンスの求めに応じ、研究費の管理責任体制の不備の有無等を検証し、不正使用を発生させる要因に応じた内部監査を行う。
- 5 研究倫理教育責任者及び大学事務局は、内部監査担当者へ必要な情報提供を行わなければならない。
- 6 内部監査担当者は、状況に応じて、最終管理責任者に報告することができる。

(誓約書)

- 第 9 条 研究費の管理・運営に関わる全ての者は、本学が実施する研究に係るコンプライアンス教育を受講 し、本学が別に定める書式により、本学学長に対し誓約書を提出しなければならない。
- 2 前項に定めるコンプライアンス教育の受講および誓約書の提出対象者は以下各号に定める通りとする。
 - (1) 大学事務局長
 - (2) 大学事務局に所属する研究費事務担当者
 - (3) 内部質保証室に所属する者

- (4) 設置会社における経理部責任者
- (5) 設置会社における経理部に所属する研究費事務担当者
- (6) 設置会社における内部監査室に所属する者
- (7) 学内および学外から研究費を受ける研究者
- (8) 前号に定める者の研究支援者
- (9) 研究者が研究に係る業務・物品等を発注し、年度ごとに100,000円(税抜)以上の金銭の授受を行う 業者等
- 3 前項第1号から第6号に定める者は、毎年6月に誓約書を提出するものとする。
- 4 本条第2項第7号から第8号に定める者は、毎年6月に、各研究費ごとに誓約書を提出するものとする。
- 5 本条第2項第9号に定める者には、年度合計100,000円(税抜)以上の金銭の授受を行うことが決定したとき、合理的な範囲でコンプライアンス教育を受講させ、誓約書を提出させるものとする。

第 3 章 不正行為等の取扱体制

(窓口)

- 第10条 不正行為等に関する本人からの相談および本人以外による不正の疑いの指摘等(以下「相談・通報」 という。)がなされた場合に対応するため、本学大学事務局に常設の窓口を設置する。
- 2 窓口担当者は、次の者をもって充てる。
 - (1) 大学事務局長
 - (2) 学部教務部長、研究科教務部長
 - (3) その他、大学事務局長の指名する教職員
- 3 相談窓口において受け付けられた相談・通報については、当該相談・通報がなされてから7日以内に本規程 第13条に定める研究倫理ワーキング・グループ長および最高管理責任者に報告し、指示を仰ぐものとする。但 し、明らかに処分、指導等に関係のない軽微な相談と大学事務局長が判断するものについては、この限りでは ない。
- 4 研究倫理ワーキング・グループ長は、調査対象者に学外の機関に所属する者が含まれるときには、当該学外 機関の長にその内容を通知するものとする。
- 5 研究費の使用に関する事務処理手続等について問い合わせを行う際は、大学事務局ファカルティ・サポート・センターに連絡するものとする。

(相談・通報の方法)

- 第11条 相談・通報の方法は、原則として専用の相談・通報フォームによるものとする。ただし、電話、FAX、書面または面会による相談・通報についても、受け付けることができる。
- 2 相談・通報は、学内外の全ての者が行うことができる。
- 3 相談・通報は、原則として顕名により、不正行為等を行ったとする者の氏名または研究グループ等の名称、 不正行為等の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正行為等であるとする合理的理由が示されていなければならない。
- 4 報道または学会等(以下、「報道等」という。)により、研究者の不正行為等の疑いが指摘されたときは、 本条第1項の相談・通報に準じて取り扱う。

(相談・通報に係る秘密保持等)

- 第12条 最高管理責任者は、通報者および当該通報等の対象となった研究者等(以下、「被通報者」という。) の氏名や所属、通報内容および調査内容について、調査結果の公表まで、通報者および被通報者の意に反して 調査関係者以外に漏洩しないよう、秘密保持を徹底しなければならない。
- 2 学長は、通報等がなされたことのみを理由として、被通報者の研究活動の禁止または制限、懲戒処分、不利益な取扱いなどが行われないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 学長は、通報等を行ったことを理由として、当該通報者に対し不利益な取扱いなどが行われないよう、必要 な措置を講じなければならない。
- 4 学長は、悪意(被通報者に対し何らかの損害を与えることまたは被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。)による通報であることが調査の結果判明した場合には、当該通報者に対し、懲戒処分その他必要な措置を講じることができる。

(研究倫理ワーキング・グループ)

- 第13条 本規程ならびに研究倫理ガイドラインの遵守の管理・監督および研究者による不正行為等を防止する ため、ファカルティ・ディベロップメント・レビュー委員会に研究倫理ワーキング・グループ (以下、「研究 倫理WG」という。)を置く。
- 2 研究倫理WGは、次の各号に掲げる者(以下、「委員」という。)をもって構成する。
 - (1) 統括管理責任者(副学長および大学事務総長)
 - (2) 内部質保証室長
 - (3) コンプライアンス推進責任者(学部長、研究科長、大学事務局長)
 - (4) 学部教務部長、研究科教務部長
 - (5) 学部教務委員、研究科教務委員
 - (6) その他、副学長が任命した者
- 3 研究倫理WGは、委員以外に特に必要と認める者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 副学長が研究倫理WGのWG長を務める。WG長は研究倫理WGを代表し、WGの業務を統括する。
- 5 WG長に支障のある時は、WG長が予め指名する委員がその職務を代行する。

(研究倫理WGの職務)

- 第14条 研究倫理WGは、統括管理責任者またはコンプライアンス推進責任者の指示の下に、次に掲げる事項を 行う。
 - (1) 研究者の研究倫理意識を高めるために必要な、コンプライアンス教育および研究倫理教育にかかる研修等の実施計画・内容等の策定
 - (2) 本規程ならびに研究倫理ガイドラインに抵触する行為が生じるおそれがあるとき、または本規程ならびに研究倫理ガイドラインに反する行為が生じたときの審査
 - (3) 不正行為等に関する予備調査の実施
- 2 前項の規定にかかわらず、学内または学外からの要望により、研究倫理WGが必要と認めたときは、研究倫理 WGにおいて必要な審査を行うことができる。

(専門委員)

- 第15条 研究倫理WG長は、審議内容のうち専門性の高い事項に関して、必要に応じて本学の教職員または学外 の有識者に、専門委員として委嘱することができる。
- 2 前項に規定する専門委員は、研究倫理WG長の求めにより、専門的見地から意見を述べることができる。

(予備調査)

- 第16条 研究倫理WGは、相談・通報(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む。以下、同様とする。)の受け付けから10日以内に、その内容が不正行為等に関わるもので、当該内容が客観的かつ合理的な根拠に基づくものであるか否かを判断し、合理的な根拠に基づくものと判断されるときは、不正行為等に関する予備調査を行う。
- 2 予備調査は、相談・通報の内容および関係書類等の精査を行い、相談・通報の合理性を確認し、相談・通報 の受け付けから30日以内に調査委員会の設置の要否を判断する。
- 3 予備調査は、不正行為等に係る通報を受けた日から原則として30 日以内に完了し、その結果を学長(最高管理責任者)、副学長および大学事務局長(統括管理責任者)に報告しなければならない。また、予備調査の

結果、当該不正行為が認められるものが公的研究費によるものであるとき、文部科学省および配分機関(第2条第5項の「公的研究費」を配分する機関。以下同じ)に報告しなければならない。

4 学長(最高管理責任者)は、予備調査の結果、本規程第16条に規定する不正行為等調査委員会(以下「調査委員会」という)の設置が決定されたとき、設置会社の内部監査担当者に対し、調査の開始について通知するものとする。

(不正行為等調査委員会)

- 第17条 学長または副学長は、前条の規定による予備調査の結果、必要があると認めるときは、不正行為等調査委員会(以下「調査委員会」という。)を、予備調査終了から30日以内に設置する。
- 2 調査委員会は、調査対象者および相談・通報を行った者(以下「通報者」という。)と直接の利害関係を有しない者で、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 委員長 副学長をもって充て、調査委員会を代表しその業務を統括する。
 - (2) 副委員長 大学事務局長をもって充て、委員長を補佐する。委員長に事故ある時は、委員長の職務を代行する。
 - (3)委員 委員長が指名する者をもって充てる。ただし、学外有識者(弁護士、公認会計士、その他当該 不正行為等の審議に必要な専門知識を有し、かつ本学に所属しない者)が調査委員会の構成員の半数以上を占めるものとする。
- 3 委員長は、前項各号に規定する委員のほか、特に必要と認める者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 4 委員長は、調査委員会の委員を決定した日から起算して10日以内に、調査対象者および通報者にその構成員 を通知する。
- 5 調査対象者および通報者は、選出された調査委員会の構成員に異議あるときは、前項に定める通知日を含む 10日間、異議申し立てを行うことができる。
- 6 委員長は、調査結果および措置の結果のうち必要と認める者については、学長およびファカルティ・ディベロップメント・レビュー委員会に報告するものとする。
- 7 委員長は、当該不正行為等への対処が終了したときには、調査委員会を解散するものとする。

(調査の実施)

- 第18条 調査委員会は、不正行為等の有無およびその内容、ならびに関与した者およびその関与の程度について調査する。研究費の不正使用が認められるときには、その相当額等についても調査を行う。
- 2 調査委員会は、調査事案が学外研究機関との共同研究等又は公的研究費による研究のときは、当該学外研究機関又は公的研究費の配分機関と、調査方針、調査対象、方法等について報告、協議しなければならない。
- 3 調査委員会は、調査対象者ならびに関係者および調査協力者に対し、調査事案に係る資料の提出や意見を求めることができる。
- 4 調査委員会は、事実に基づいて公平に調査を実施し、調査対象者には公正な弁明または反論の機会を与えるものとする。
- 5 調査委員会は、調査対象者ならびに関係者および調査協力者のプライバシー等を侵害することのないよう、 十分に配慮しなければならない。
- 6 調査委員会は、ファカルティ・ディベロップメント・レビュー委員会に対し、原則として通報を受けた日から起算して150日以内に調査の結果について報告するものとする。

(不正行為等の事実の有無の認定)

第19条 ファカルティ・ディベロップメント・レビュー委員会は、調査委員会から前条第6項に規定する調査報告を受けたときは、報告内容を審議し、不正行為等の事実の有無およびその内容、関与した者およびその関与の程度、不正使用の相当額について、調査委員会の調査結果に基づき、認定するものとする。

- 2 ファカルティ・ディベロップメント・レビュー委員会は、調査対象者に前項の規定による認定結果を速やかに、書面により通知する。
- 3 ファカルティ・ディベロップメント・レビュー委員会は、調査の結果を学長に報告するものとする。

(意見の聴取)

- 第20条 ファカルティ・ディベロップメント・レビュー委員会は、調査対象者が求めるときは、公正な方法で 調査対象者から意見を聴取しなければならない。
- 2 調査対象者は、前条の規定による通知の内容に事実誤認等があるときは、当該通知を受けた日から起算して 10 日以内に、書面によりファカルティ・ディベロップメント・レビュー委員会に対して不服申立てを行うこ とができる。
- 3 調査対象者が前項に定める不服申立てを行ったときには、委員長はその事案に係る配分機関等および文部科 学省にその事実を報告する。

第 4 章 再調査

(再調査)

- 第21条 調査対象者からの不服申立てがあったときは、ファカルティ・ディベロップメント・レビュー委員会は、不服申立ての内容について検討を行い、再調査実施の要否を決定する。
- 2 ファカルティ・ディベロップメント・レビュー委員会は、再調査を実施する必要がないと決定したときは、 書面により速やかに調査対象者に通知するとともに、その事案に係る配分機関および文部科学省にその事実を 報告する。
- 3 ファカルティ・ディベロップメント・レビュー委員会は、再調査を実施する必要があると決定したときは、 調査委員会に対し再調査の実施を求めるとともに、その事案に係る配分機関および文部科学省にその事実を報 告する。
- 4 前項に規定する再調査を行う際、ファカルティ・ディベロップメント・レビュー委員会が必要と認めたときは、調査委員会の委員の全部または一部を変更することができる。
- 5 調査委員会は、本条第3項に定める求めに応じて速やかに再調査を実施し、原則として再調査の開始から30 日以内に、その結果をファカルティ・ディベロップメント・レビュー委員会に報告するものとする。

(再調査における不正行為等の事実の有無の認定)

- 第22条 ファカルティ・ディベロップメント・レビュー委員会は、調査委員会から前条第5項の規定による再調査の結果について報告を受けたときは、報告内容を審議し、不正行為等の事実の有無およびその内容、関与した者およびその関与の程度、不正使用の相当額について、調査委員会の調査結果に基づき、認定するものとする。
- 2 ファカルティ・ディベロップメント・レビュー委員会は、調査対象者に前項の規定による認定結果を速やかに、書面により通知する。
- 3 ファカルティ・ディベロップメント・レビュー委員会は、調査・認定の結果を学長に報告するとともに、その事案に係る配分機関および文部科学省にその事実を報告する。

第 5 章 調査中および調査後の措置

(調査中における措置)

- 第23条 学長または副学長は、本規定第16条に規定する予備調査の結果、調査委員会の設置が決定されたときは、調査中であっても、当該不正行為等に係る研究費の執行を停止することができる。
- 2 学長または副学長は、当該不正行為等が学外研究機関との共同研究等または公的研究費による研究において 認められる場合、当該学外研究機関または公的研究費の配分機関からの求めに応じ、調査中であっても資料等 を当該学外研究機関、配分機関に提出できるものとする。

- 3 学長または副学長は、当該不正行為等が学外研究機関との共同研究等又は公的研究費による研究において認められる場合、不正行為等の事実が一部でも確認されたときは、調査中であっても、速やかに当該学外研究機関、配分機関にその旨を報告するものとする。
- 4 学長または副学長は、本規定第16条に規定する予備調査の結果、調査委員会の設置が決定されたときは、当該不正行為等に関与した業者と本学との取引を停止することができる。
- 5 調査委員会および調査に関与した者は、調査に関する秘密保持の義務を負う。

(調査結果の報告)

- 第24条 学長または副学長は、相談・通報の受付日から起算して210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を文部科学省に対して提出する。当該不正行為等が学外研究機関との共同研究等又は公的研究費による研究において認められる場合、当該学外研究機関又は公的研究費の配分機関に対しても報告し、調査対象制度の研究費の使用停止を命じることができる。
- 2 期限までに調査が完了しない場合であっても、中間報告を配分機関に提出しなければならない。
- 3 調査の過程において、不正の事実が一部でも確認されたときには、本規程第19条に基づいてすみやかに認定 し、配分機関に報告するものとする。
- 4 配分機関より求めがあったときには、調査終了前であっても、調査の進捗状況報告および中間報告書を提出するものとする。
- 5 調査に支障が生じる等、正当な事由がある場合を除き、当該不正行為等に関わる調査資料の提出、閲覧、現 地調査に応じるものとする。

(調査結果の公表)

- 第25条 学長または副学長は、調査の結果、不正行為等の事実が認定された場合は、本学ホームページその他 適切な方法により、これを公表する。ただし、本学の定める諸規則等ならびに法令等により、個人情報保護、 知的財産保護等の観点から、公表しないことに合理的理由があると学長が判断したときには、この限りではない。
- 2 前項に規定する公表の内容は、次の各号に定める。
 - (1)経緯・概要
 - (2)調査体制及び調査内容
 - (3) 調査の結果(不正行為等の内容、関与したことが認定された研究者の氏名等)
 - (4) 本学が行った措置
 - (5) 不正行為等の発生要因及び再発防止策

(学内処分)

- 第26条 調査対象者ならびに関係者に対し不正行為等の事実が認定されたとき、または本規程第3条に定める 最高管理責任者、統括管理責任者、研究倫理責任者の管理・監督に問題があると認められるときには、調査委 員会における調査および審議を経て、本学および設置会社の規程等に基づき、懲戒処分を含む厳正な処分を行 う。
- 2 懲戒処分に関する詳細は、「ビジネス・ブレークスルー大学 ハラスメント・倫理問題取扱規程」第8条を 準用するものとする。

(内部監査室による措置)

第27条 内部監査担当者は、第16条第4項の規定による学長からの調査開始の通知を受けたときは、調査委員会による調査の適正かつ円滑な実施を確保するため、証拠となるべき資料等の保全その他必要な措置をとるものとする。

(不利益取扱の禁止)

第28条 学長および副学長は、不正行為等に関する相談・申立および調査への協力、その他正当な対応をした 教職員、学生、または学外の関係者に対し、そのことをもって不利益な扱いをしてはならない。ただし、故意 に虚偽の申出を行った場合は、この限りではない。

(調査対象者の保護)

第 6 章 補則

(準拠)

第30条 研究に係る不正行為等の防止および不正行為が発生したときの対応に必要と認められる事項については、この規程に定めるもののほか、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(文部科学省)および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(文部科学省)に準拠するものとする。

(事務の所管)

- 第31条 この規程に関する事務は、大学事務局が担当する。
- 2 研究倫理WGおよび調査委員会の議事録は事務を所管する部門が作成し、大学事務局長の承認を得るものとする。

(改廃)

第32条 この規程の改廃は、大学協議会の審議および事務総長による承認を経て、副学長がこれを行う。

附則

- 1 この規程は、2016年2月17日から施行する。
- 1 この規程は、2016年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、2016年8月24日から施行する。
- 1 この規程は、2017年6月1日から施行する。
- 1 この規程は、2017年8月17日から施行する。
- 1 この規程は、2018年6月22日から施行する。
- 1 この規程は、2022年4月1日から施行する。